

# 自然公園における行為規制

自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）は、公園内の自然と景観を保護するために、それぞれの区域内が**特別保護地区、特別地域、海城公園地区及び普通地域**に区分され、自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されています。



## 《公園の区分》

自然公園の区分は次のとおりです。

区 分	特 徴	備 考
特別保護地区	特に優れた自然景観、原始状態を保護している地区	現状変更は原則不可
第1種特別地域	優れた自然の維持を極力図る地域	新たな工作物等の設置は原則不可
第2種特別地域	農林漁業活動と調整しながら優れた自然の維持を図る地域	工作物の規模等に制限有り
第3種特別地域	通常の農林漁業活動は容認しながら優れた自然の維持を図る地域	同上
海城公園地区	優れた海中、海岸、海上の景観の維持を図る地区	工作物の規模等に制限有り
普通地域	特別地域に準じて風景の維持を図る地域	行為によって届出が必要

## 《特別保護地区、特別地域及び海城公園地区における行為規制》

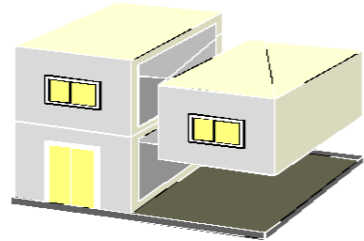
自然公園の特別保護地区では、原則として現状の変更はできません。また特別地域、海城公園地区では各種行為が規制されており、許可等が必要になります（普通地域は届出が必要です）。公園の中で行う事が認められている事業（公園事業）を変更する行為や、公園内での各種行為、日常生活での行為等のうち、許可等が必要とされる場合には次のようなものがあります（他にもありますのでご相談願います）。

### 【建物、構造物等の新築・増築・改築】

- 建築物（住宅、物置等）や道路、橋、鉄塔など人為的に造られる施設。
- 仮設工作物（仮設テント、プレハブハウス）。



【住宅、店舗、物置等の新築】



【建物等の増築及び改築】



【道路、橋、鉄塔等の設置】

※許可等が不要となる場合

- ・老朽箇所の維持、修繕行為で建物の規模、構造、色彩に全く変更がない場合。
- ・その他にも許可等が不要になる場合があります。詳しくは下記「問い合わせ先」にご相談ください。

### 【木竹の伐採】 【樹木や竹の伐採】

- 樹木や竹を伐採する行為。
- 自然林だけでなく人工林も許可が必要です。
- 伐採・剪定には景観上の配慮が必要です。

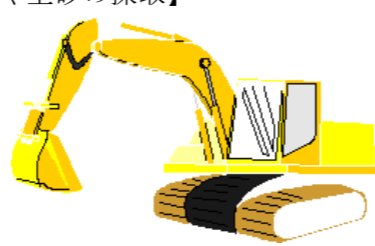


※許可が不要となる場合

- ・枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する行為。
- ・自宅敷地内の木竹の伐採。

### 【土石の採取】 【岩石や土砂の採取】

- 岩石や土砂を採取する行為。
- ボーリング、井戸掘削



※許可等が不要となる場合

- ・自宅敷地内の岩石等を採取する行為。

### 【広告物類の掲出・設置、工作物等への表示】

【営業看板や誘導看板の設置】

- 店舗等の名称・営業内容等の看板を設置する行為。
- 店舗や営業場所へ誘導するための看板を設置する行為。
- イベント等の仮設看板を設置する行為。

※許可等が不要となる場合

- ・建物や工作物の壁面に 2.5m 以下の高さで表示する行為。

### 【土地の形状変更】

【盛土、切土、整地、造成】

- 土地を開墾して、田畑に変えたり、切土盛土等によって宅地を造成するなど人為的に土地の形状を変える行為。



### 【屋根・壁等の色彩の変更】

【屋根や壁等の色塗替え】

- 自然と調和しない色彩が用いられないよう規制。



※許可等が不要となる場合

- ・老朽化した箇所へ同色で塗装

## 《普通地域における行為規制》

届出が必要とされる場合には次のようなものがあります（他にもありますのでご相談願います）。

- 工作物等の新築・改築・増改築 ※一定規模を越える場合
- 土石の採取等 ”
- 土地の開墾・土地の形状変更 ”
- 広告物類の掲出・設置及び工作物等への標示

## 〈問い合わせ先〉

自然公園として規制の有る地域や行為規制についての詳しい内容、具体的な手続きなどについて

問い合わせ先	電話・FAX	管 轄 公 園
福島県県北地方振興局 県民環境部県民生活課	024-522-1675 (電話) 024-523-2331 (FAX)	磐梯朝日国立公園(管内分) 霊山県立自然公園(管内分) 霞ヶ城県立自然公園 阿武隈高原中部県立自然公園(管内分)
福島県県中地方振興局 県民環境部県民生活課	024-935-1295 (電話) 024-925-9026 (FAX)	磐梯朝日国立公園(管内分) 大川羽鳥県立自然公園(管内分) 阿武隈高原中部県立自然公園(管内分)
福島県県南地方振興局 県民環境部県民生活課	0248-23-1548 (電話) 0248-23-1509 (FAX)	日光国立公園(管内分) 奥久慈県立自然公園 南湖県立自然公園
福島県会津地方振興局 県民環境部県民生活課	0242-29-5295 (電話) 0242-29-5520 (FAX)	磐梯朝日国立公園(管内分) 只見柳津県立自然公園(管内分) 大川羽鳥県立自然公園(管内分)
福島県南会津地方振興局 県民環境部県民環境課	0241-62-2062 (電話) 0241-62-5209 (FAX)	尾瀬国立公園 日光国立公園(管内分) 越後三山只見国定公園 大川羽鳥県立自然公園(管内分) 只見柳津県立自然公園(管内分)
福島県相双地方振興局 県民環境部県民生活課	0244-26-1144 (電話) 0244-26-1120 (FAX)	霊山県立自然公園(管内分) 松川浦県立自然公園 阿武隈高原中部県立自然公園(管内分)
福島県いわき地方振興局 県民環境部県民生活課	0246-24-6203 (電話) 0246-24-6228 (FAX)	磐城海岸県立自然公園 勿来県立自然公園 夏井川溪谷県立自然公園 阿武隈高原中部県立自然公園(管内分)
福島県生活環境部 自然保護課	024-521-7251 (電話) 024-521-7928 (FAX)	県内の自然公園全般

### 【屋外における物の集積・貯蔵】

【土石や資材等の集積】

- 仮置きを含めて物を集積する行為は許可が必要です。
- 例) 土石、廃棄物、再生資源等

※許可等が不要となる場合

- ・高さ 1.5 m 以下で面積 10 m<sup>2</sup> 以下

### 【指定植物の採取・損傷】

【高山植物等の採取や損傷】

【みんなで守ろう！】

- ※全て許可等が必要です。



### 【マナー】

- ペット持込は糞尿等により生態系への影響が懸念されるため自粛願います。

